

亀岡市地球温暖化対策実行計画(区域施策編)の策定について

「地球温暖化対策の推進に関する法律」に基づき、地方公共団体は「地方公共団体実行計画」を策定するものとされています。特に、区域施策編では、その区域の自然的社会的条件に応じて、温室効果ガスの排出量削減等を推進するための総合的な計画です。

■ 計画の概要

市域の温室効果ガスの現状把握・将来推計、再生可能エネルギーの導入可能性調査、導入目標などを定める【再生可能エネルギー導入戦略】を定め、その内容を盛り込んだうえで2050年に市域の温室効果ガス排出量実質ゼロを目指す【地球温暖化対策実行計画(区域施策編)】を策定します。

- 期 間 令和5年2月中の完成を目指します
- 委託先 NTT ビジネスソリューションズ(株) 予定
- その他 環境省の補助金「令和3年度(補正予算)二酸化炭素排出抑制対策事業費等補助金(地域脱炭素実現に向けた再エネの最大限導入のための計画づくり支援事業)」を受けて実施します。

■ その他の計画について

● 地方公共団体実行計画(事務事業編)

対 象 : 地方公共団体の事務事業に伴う温室効果ガスの排出量の削減等のための措置に関する計画

亀岡市 : 策定済み、平成18年策定、令和4年3月改訂。対象期間は 2021 年度～2030 年度まで。

● 第3次亀岡市環境基本計画

令和4年3月策定、亀岡市の環境の保全及び創造に関する施策を総合的・計画的に推進することを目的としています。